

令和5年5月8日

前橋市農産物加工施設等の利用についてのお知らせ

令和5年5月8日（月）から新型コロナウイルス感染症の感染症法の位置付けが「2類感染症相当」から「5類感染症」に引き下げられたことに伴い、同日付けで当該施設利用に係る各種ガイドラインを廃止いたしました。

なお、利用者の皆様が日常的に行っている感染症対策については、今後も任意に継続いただいて問題ありませんのでご承知おきください。